

## 菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市介護人材育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市で介護サービスを提供する事業所において雇用される介護職員の研修及び試験の費用に対し補助金を交付することにより、介護職員の技術及び能力の向上を促進するとともに、介護職員の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図り、もって介護サービスの利用者に対し安全かつ質の高い介護サービスを提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法(平成9年法律第123号)第40条及び第52条に規定する保険給付の支給対象となるサービスをいう。
- (2) 対象事業所 本市で介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 研修等 別表に掲げる研修及び試験をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、本市で対象事業所を運営する法人で、当該法人の役員等が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしていない者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していない者

(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、対象事業所において雇用している介護職員が研修等を受講又は受験するために要した当該受講料及び受験料とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市その他の団体等が実施する他の制度による

補助金(その他これに準ずるものを含む。)の交付を受けた場合は、当該交付を受けた額を研修等に係る経費から差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費に別表に規定する研修及び試験の項目の区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、当該区分に応じた補助限度額を上限として、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、対象事業所ごとに、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請日の属する月の雇用証明書及び勤務表の写し

(3) 研修等の研修要綱等の写し

(4) 市税に未納がないことを証する書類(市税の未納がない証明書等)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、速やかに審査を行い、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者又は前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、計画の変更により当該申請を取り下げるときは、菊池市介護人材育成支援事業補助金申請取下届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業計画に基づいた研修等が完了したときは、菊池市介護人材育成支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画に基づいた研修等を申請日の属する年度末までに修了又は合格したことが分かる修了証明書又は合格通知書の写し(修了証明書又は合格通知書の交付が遅れるときは、研修期間又は試験実施機関からの証明書の写し)
- (2) 研修等を受講し、又は試験を受験した職員に係る実績報告日の属する月の雇用証明書及び勤務表の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに審査を行い、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、菊池市介護人材育成支援事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けたときは、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付請求書(様式第7号)に確定通知書の写しを添えて市長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消すときは、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第6条関係)

研修及び試験の項目	補助率	補助限度額
介護職員初任者研修 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条 第1項第1号イ及びロに掲げる研修	3/4	37,000円
介護職員実務者研修 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校 又は都道府県知事の指定した養成施設における 介護福祉士として必要な知識及び技能を修得す るための研修	3/4	65,000円
介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第 30号)第40条第1項の介護福祉士試験	3/4	13,000円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

菊池市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者  
電話番号

菊池市介護人材育成支援事業補助金交付申請書

菊池市介護人材育成支援事業補助金の交付を受けたいので、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 介護サービス事業所の名称等

介護サービス事業所の名称	住所 事業所名
事業の必要経費	円
補助金交付申請額	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請日の属する月の雇用証明書及び勤務表の写し
- (3) 研修等の研修要綱等の写し
- (4) 市税に未納がないことを証する書類（市税の未納がない証明書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 事業計画書

1 受講する研修及び受験する試験の名称	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 介護職員実務者研修 <input type="checkbox"/> 介護福祉士試験
2 支援を受ける職員の氏名及び職種等	住所： 氏名： 生年月日： 職名：
3 研修及び試験の予定日	年 月 日
4 補助金の根拠	研修及び試験費用 円 (A) 他の補助制度による補助額 円 (B) 補助対象経費 (A) - (B) 円 (C) 個人負担額 円 法人が負担する額 円 補助率 3/4 補助額 (C) × 3/4 円

## 備考

- 1 支援を受ける職員ごと、受講する研修及び受験する試験の名称ごとに作成してください。
- 2 交付申請額の根拠の額が分かる研修要綱等の写しを添付してください。

様

菊池市長

菊池市介護人材育成支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった菊池市介護人材育成支援事業補助金については、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定（却下）したので、同項の規定により通知します。

記

1 決定

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 補助金交付対象の内容 介護職員初任者研修  
介護職員実務者研修  
介護福祉士試験

(3) 交付の条件

- ア 対象事業所を運営する法人であって、当該対象法人が雇用している介護職員に係る研修等の経費を負担するものとし、個人負担額がある場合は優先的に補助金を充てるものとする。
- イ アに基づき補助金を個人負担分へ充当した場合は、補助金の受領後速やかに、その事実を証する書類（領収書の写し、振込記録等）を市長に提出すること。
- ウ 当該補助に関する書類を、交付決定のあった日の属する年度の末日から5年を経過する日まで保管しなければならない。

2 却下

(理由)

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

菊池市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者  
電話番号

菊池市介護人材育成支援事業補助金申請取下届出書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付決定のあった菊池市介護人材育成支援事業補助金については、下記のとおり申請を取り下げたいので、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により届出をします。

記

- 1 補助金申請額又は交付決定額 円
- 2 取下げをするに至った理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

菊池市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者  
電話番号

菊池市介護人材育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった菊池市介護人材育成支援事業補助金について、補助事業が完了したので、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付対象の内容 介護職員初任者研修  
介護職員実務者研修  
介護福祉士試験
- 3 事業完了日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画に基づいた研修等を申請日の属する年度末までに修了又は合格したことが分かる修了証明書又は合格通知書の写し(修了証明書又は合格通知書の交付が遅れるときは、研修期間又は試験実施機関からの証明書の写し)
  - (2) 研修等を受講し、又は試験を受験した職員に係る実績報告日の属する月の雇用証明書及び勤務表の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

菊池市長

菊池市介護人材育成支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった菊池市介護人材育成支援事業補助金実績報告書を検査した結果、菊池市介護人材育成支援事業補助金について、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

2 交付の条件にかかる報告について

菊池市介護人材育成支援事業補助金交付決定通知書において付した条件により、補助金を職員の個人負担分へ充当した場合は、補助金の受領後速やかに、その事実を証する書類（領収書の写し、振込記録等）を市長に提出してください。

菊池市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者  
電話番号

菊池市介護人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった菊池市介護人材育成支援事業補助金について、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

1 請求金額

請求金額	百	十	万	千	百	十	円

2 振込口座

金融機関名			
預金種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類 振込口座情報が分かる通帳の写し

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

様式第 8 号（第 13 条関係）

第 号

年 月 日

様

菊池市長

菊池市介護人材育成支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け菊池市指令第 号で決定した菊池市介護人材育成支援事業補助金の交付については、菊池市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により下記のとおり決定を取り消したので、同条第 3 項の規定によりその返還を命じます。

記

- 1 補助金取消額 円
- 2 補助金取消対象の内容 介護職員初任者研修  
介護職員実務者研修  
介護福祉士試験
- 3 取消しの理由
- 4 返還請求額
- 5 返還期限